

第5次浜松市 地域福祉活動計画

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度



令和6年3月

 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会

目次

第1章 第5次地域福祉活動計画策定にあたって	1
1. 地域福祉活動計画策定の背景	2
2. 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係	3
3. 地域福祉の圏域及び支え合い基盤の考え方	4
4. 計画の期間と策定の体制	6
第2章 第5次地域福祉活動計画	9
1. 地域福祉活動計画の体系図	10
2. 行動計画(アクションプラン)	12
3. 市社協の重点事業	38
資料	45

第1章

第5次地域福祉活動計画
策定にあたって

地域福祉活動計画策定の背景

地域福祉活動計画は、住民組織、関係機関、各種団体、社会福祉協議会等が協働し、住民が地域で生活するための環境を整えるとともに、住民同士の結びつきや助け合い活動・交流活動を活性化し、地域が抱える生活課題や福祉課題を解決することにより「誰もが安心して暮らせる地域社会」を目指し、中長期的な視点に立ち策定するものです。

浜松市社会福祉協議会(以下、「市社協」という。)では、平成31年3月に「第4次浜松市地域福祉活動計画」を策定し、「市民の参加と支えあいによる誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本構想として、4つの基本目標の実現のために様々な取り組みを実践してきました。

しかし、第4次の計画期間中において、少子高齢化のより一層の進行、支援を必要としている人々の増加、子どもの貧困の顕在化、社会的孤立の問題等、様々な課題が浮かび上がってきています。また、新型コロナウイルスのまん延によって地域福祉活動に制約が生じ、地域のつながりの希薄化への危機感が一層高まりました。

一方、国では今後の福祉改革の基本コンセプトである「地域共生社会の実現」の概念から、自治体が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みをつくるため、社会福祉法に基づき令和3年から新たな事業「重層的支援体制整備事業」を実施しています。

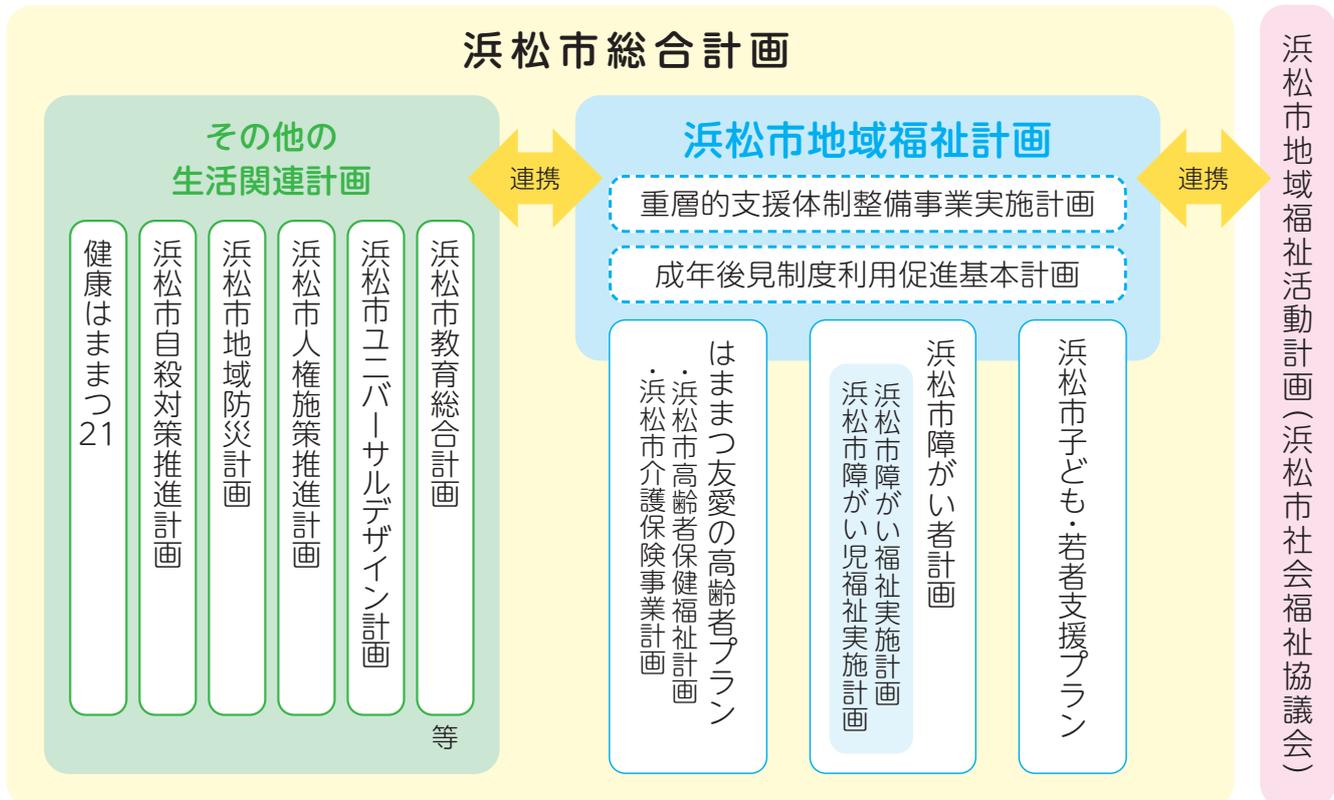
そこには、連絡調整機能を持つ社会福祉協議会が「協働の中核を担う」ことが期待されており、それに応える力量が試されています。

このような中で、地域での支え合いによる地域福祉の充実が一層求められ、全ての住民が自主的かつ主体的に地域と関わり、住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域づくりが必要になっています。その地域福祉の推進に向け、地域住民や関係機関・各種団体等の参加・協働での行動計画(アクションプラン)として、第5次地域福祉活動計画(以下、「本計画」という。)を策定し、地域福祉の推進を計画的に進めるとともに「地域共生社会の実現」を目指します。

地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定により、市町村が策定する地域福祉を推進するための計画です。この計画は、市町村が地域福祉の主体である住民等の参加を得て生活課題や福祉課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策を盛り込む行政計画です。また、平成29年の法改正により、地域福祉計画の策定に努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、市町村が策定する多様な福祉計画の上位計画として位置づけられました。

一方、地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」等が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な行動計画(アクションプラン)です。地域福祉計画と一体的に策定し、その内容を共有し相互に連携を図りながら進めていきます。



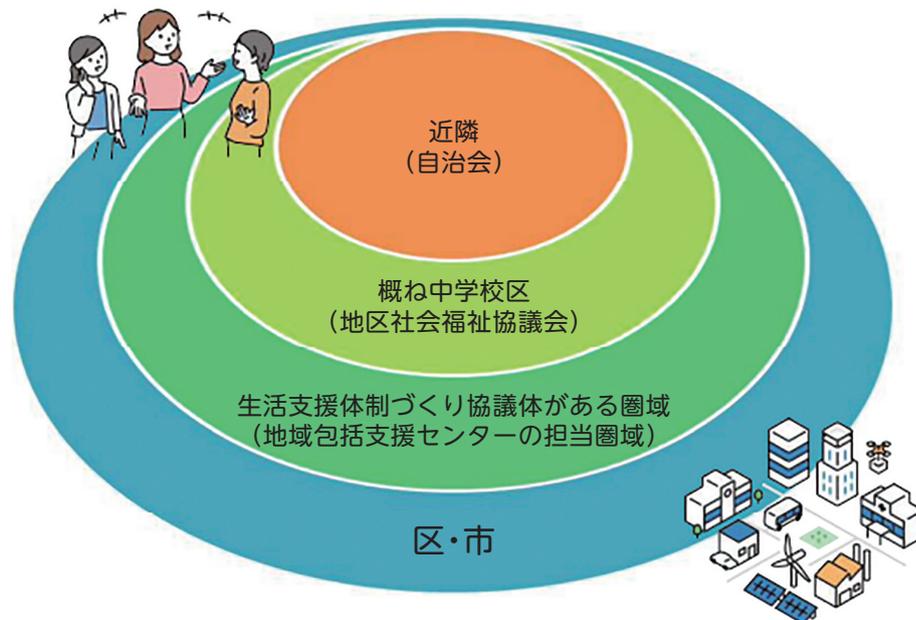
地域福祉の圏域及び支え合い基盤の考え方

第5次浜松市地域福祉計画では、4つの段階的な圏域を福祉圏域として捉え、各圏域での役割と機能を発揮しながら、相互に機能強化を図ることにより、地域福祉を重層的に機能させて、地域福祉を推進することとしています。

本計画においてもこの圏域の考え方にに基づき、整合性をもって地域福祉の推進にあたります。

併せて、地域の支え合いの基盤となる、「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせ、地域福祉を推進していきます。

(1) 地域福祉の圏域



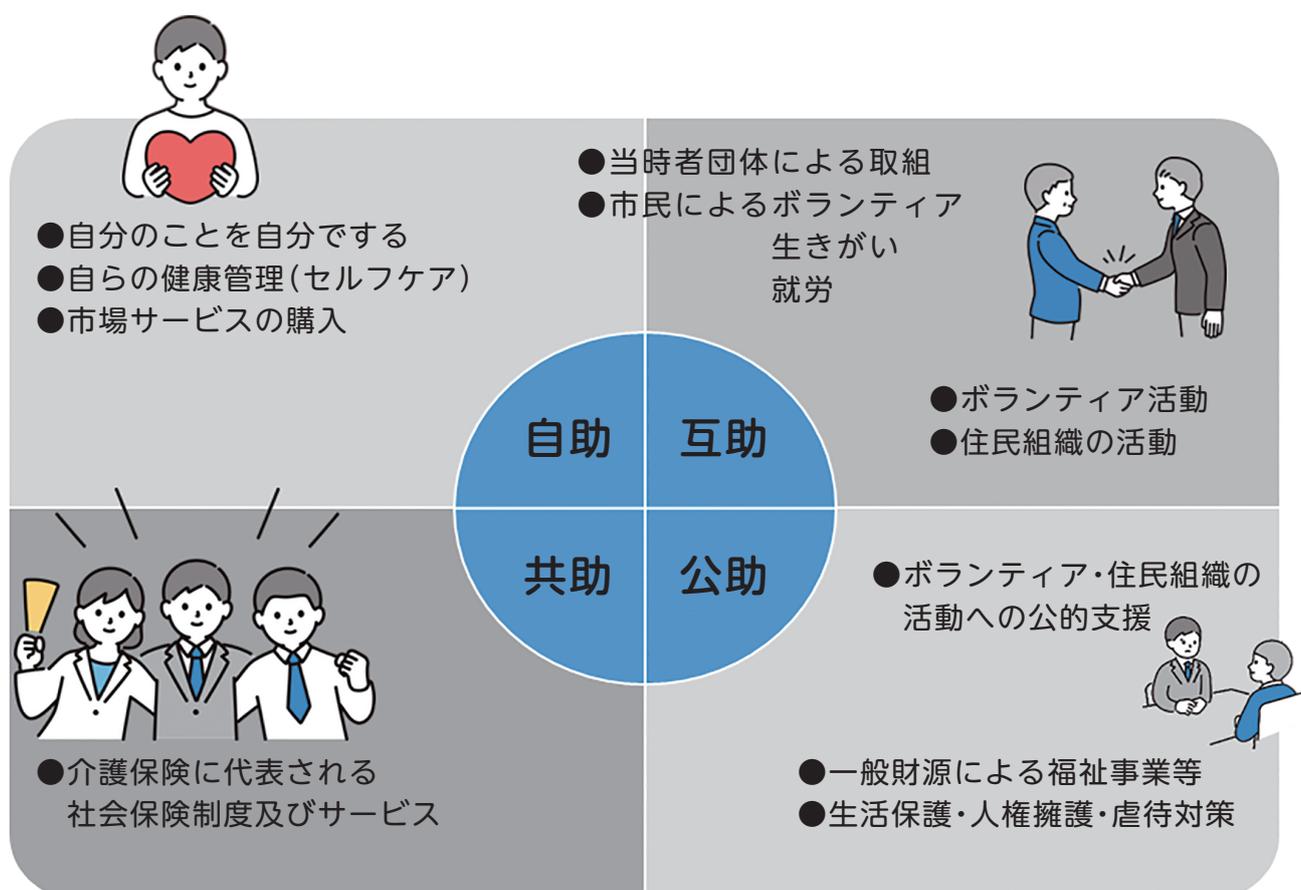
<地域福祉計画における4層の圏域>

圏域	圏域の役割
近隣 (自治会がある圏域)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常的な地域活動の範囲 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における見守りや援助活動があり、一部の役員だけでなく、多くの個人・団体が主体的に参加(自治会、民生委員・児童委員、子ども会等) ・ 対象を限定しないサロン(居場所)や見守りネットワーク活動、軽微な生活支援を実施 等
概ね中学校区 (地区社会福祉協議会がある圏域)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区社会福祉協議会を中心とした住民主体の地域福祉活動の拠点となる範囲 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民(地区社会福祉協議会)による相談窓口が設置され、そこへ持ち込まれた地域住民のちょっとした困りごとが、必要に応じて支援関係機関へつながる体制が整う 等
生活支援体制づくり協議体がある圏域 (地域包括支援センターの担当圏域)	<ul style="list-style-type: none"> ● 包括的な支援体制を整備する範囲 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉、介護、医療、教育、市民協働、交通、住宅、防災等の関係部局と住民組織、テーマに応じた活動団体(NPO等)等が、地域の生活・福祉課題を定期的に協議 等
区・市	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政代表者と住民代表者による総合調整、施策化、計画立案を実施する範囲

※圏域の詳細については、資料(P46～P50)参照。

(2) 支え合い基盤

誰もが地域で安心して暮らすことのできる社会を構築するためには、自分のことを自分でする「自助」、住民組織の活動等、自発的に相互的に支えあう「互助」、社会保険制度等の費用負担の制度的な裏付けをもとに相互的に支えあう「共助」、公のプランに基づく「公助」を組み合わせ、すべての人々を社会的孤立、排除等から援護し、地域生活を支えるという視点が重要です。



計画の期間と策定の体制

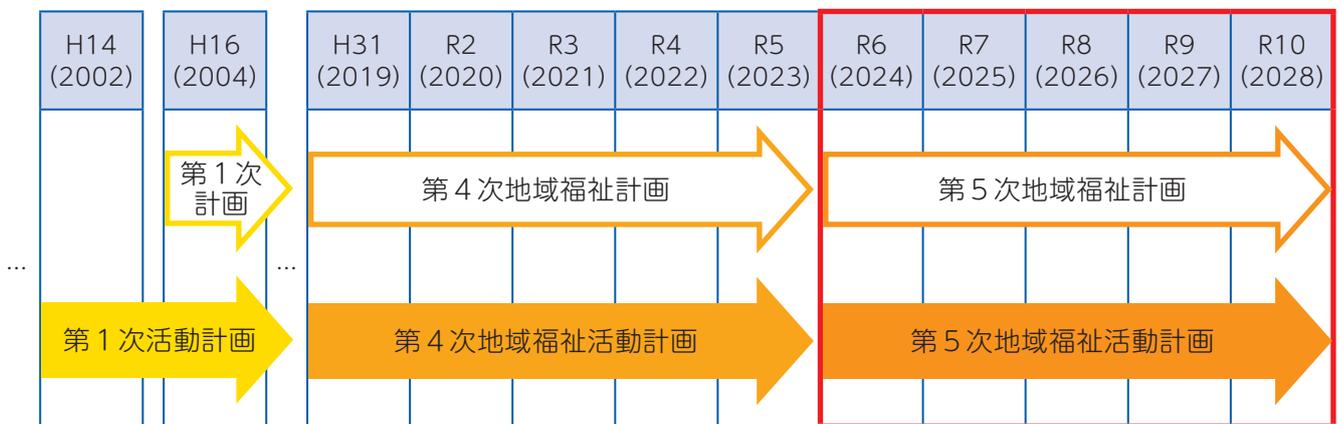
(1) 計画の期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度の5年間とします。

この計画期間は、第5次浜松市地域福祉計画と同一期間であり、相互に連携を図りながら地域福祉の推進を図ります。

また、計画期間中は、定期的に計画の進捗状況の確認や評価を行い、計画の推進を図ります。

◆計画期間…令和6(2024)年度～令和10(2028)年度



第1次地域福祉活動計画	平成14(2002)年度～平成18(2006)年度
第2次地域福祉活動計画	平成21(2009)年度～平成25(2013)年度
第3次地域福祉活動計画	平成26(2014)年度～平成30(2018)年度
第4次地域福祉活動計画	平成31(2019)年度～令和5(2023)年度
第5次地域福祉活動計画	令和6(2024)年度～令和10(2028)年度

(2) 策定の体制

① 計画策定ワーキング

市社協の係長(副主幹)・副地区センター長等で構成する「計画策定ワーキング」を組織し、策定プロセスからその後の実践までを視野に入れ、策定を行いました。

② 計画策定委員会の設置

住民組織・関係機関・各種団体・学識経験者・行政機関等の協力を得て、計画の基本的な考えや計画案についての協議・検討を行いました。

(3) 地域住民等の意見の集約

① 市民アンケート

浜松市が地域福祉計画策定のための基礎資料として行う市民アンケート調査の内容を共有し、現行計画の検証と課題整理を行い、策定の参考としました。

② 意見交換会

浜松市と協働して、関係機関・各種団体等との地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に関する意見交換会を行い、策定の参考としました。

第2章

第5次

地域福祉活動計画

地域福祉活動計画の体系図

地域福祉計画

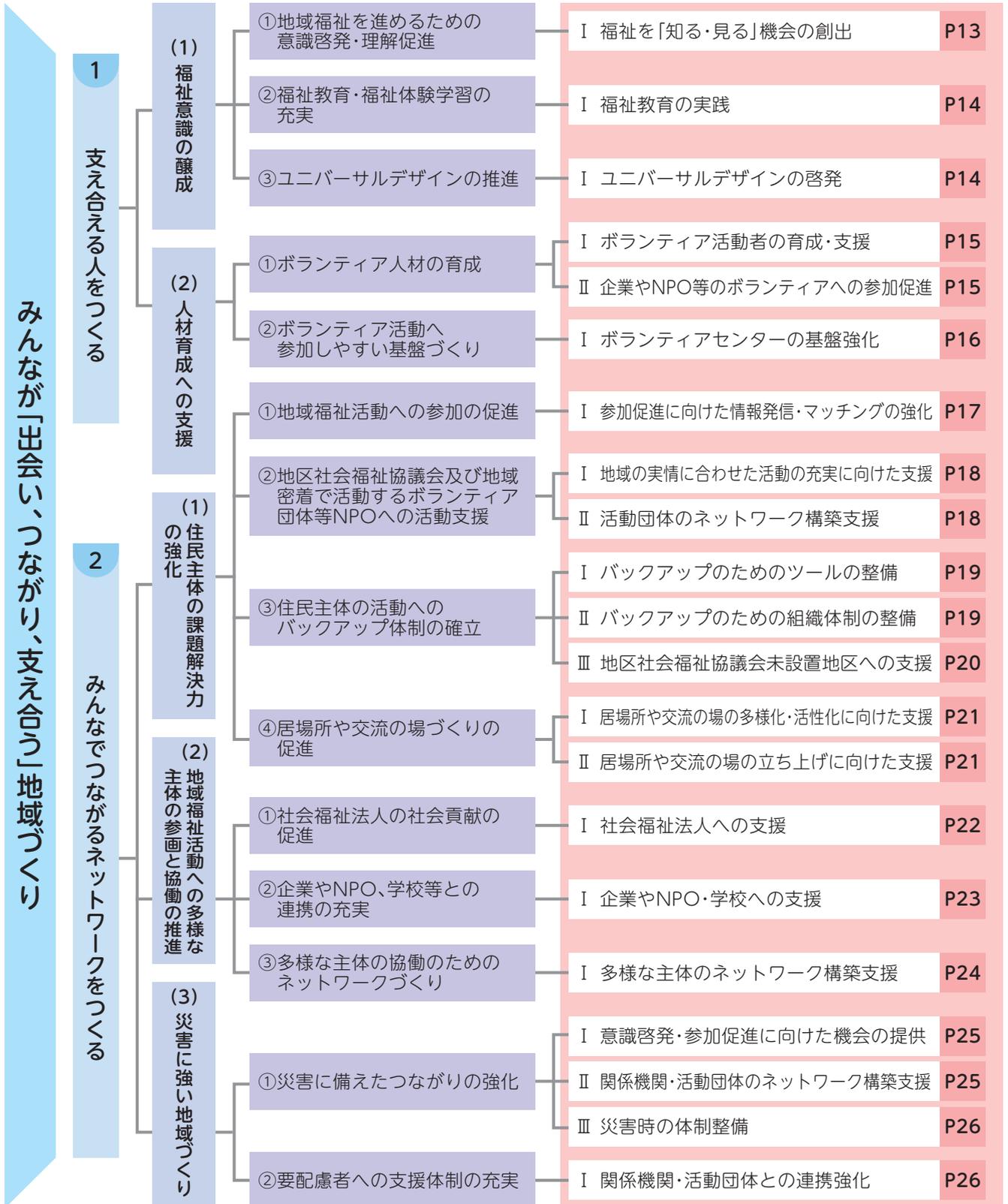
地域福祉活動計画

【目標像】【施策の柱】【施策の方向性】【基本施策】

第1章

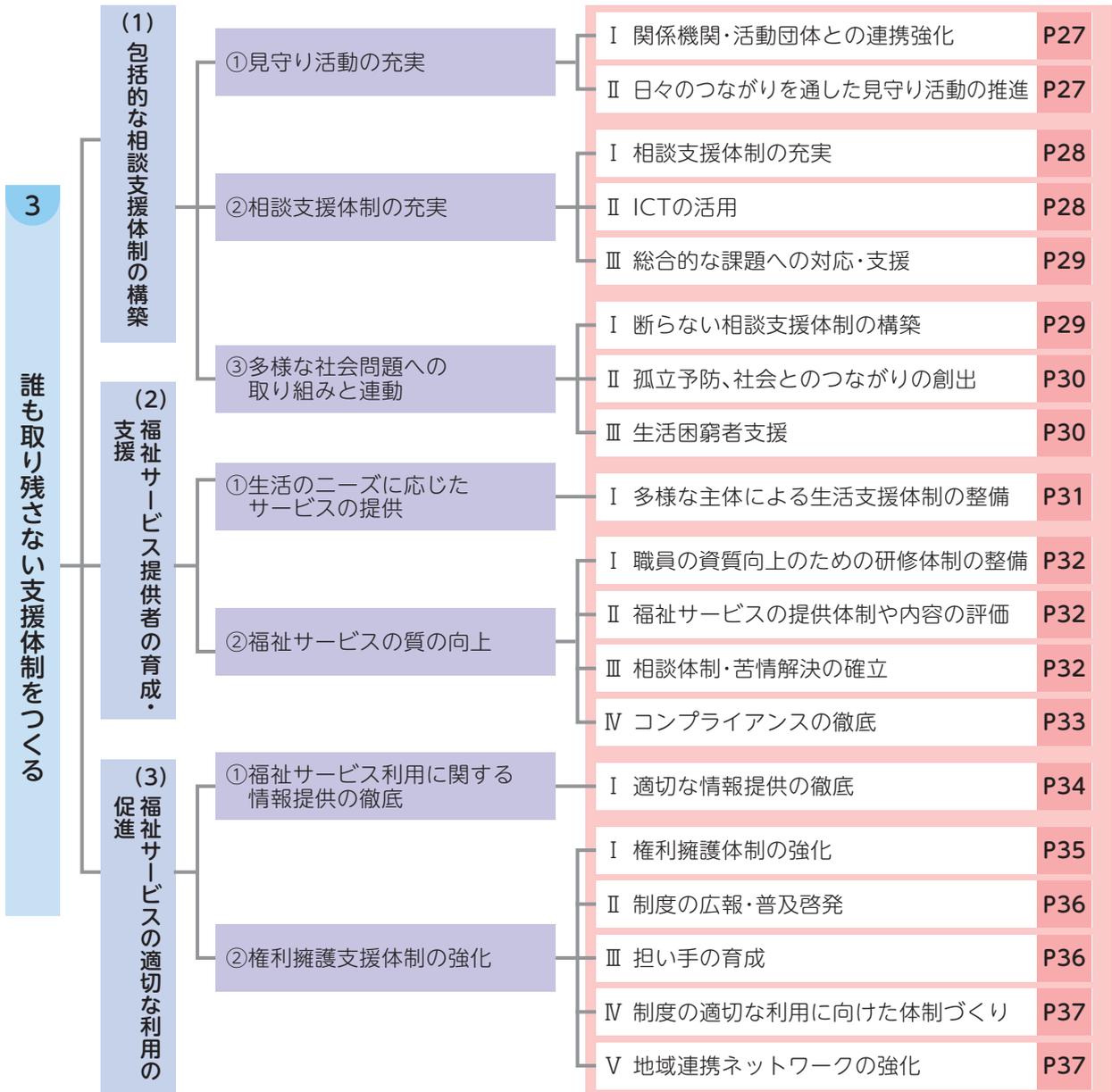
第2章

資料



地域福祉計画

地域福祉活動計画



行動計画(アクションプラン)

アクションプランの見方

施策の柱1 支え合える人をつくる																																									
(1) 福祉意識の醸成 【基本施策】 ① 地域福祉を深めるための意識啓発・理解促進																																									
1 福祉を機会に	2 啓発や理解促進の多様な媒体を活用し、社会の開催やICT等に関する情報を発信します。																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>目標</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> <th>評価指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-1 多様な媒体を活用した情報発信</td> <td>HIPの充実 SNSの活用 社協だよりの充実</td> <td>44,600</td> <td>44,600</td> <td>44,600</td> <td>44,600</td> <td>50,000</td> <td>閲覧数 フォロー数</td> </tr> <tr> <td>-2 パンフレットの作成による市社協活動の紹介</td> <td></td> <td>1,000</td> <td>1,150</td> <td>1,200</td> <td>1,250</td> <td>1,300</td> <td>配布数</td> </tr> <tr> <td>-3 福祉をテーマとしたセミナー・講演会の開催</td> <td></td> <td>70%</td> <td>70%</td> <td>70%</td> <td>70%</td> <td>80%</td> <td>開催回数</td> </tr> <tr> <td>-4 地域イベントでの福祉啓発活動</td> <td></td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> <td></td> <td>開催回数</td> </tr> </tbody> </table>	事業	目標	R6	R7	R8	R9	R10	評価指標	-1 多様な媒体を活用した情報発信	HIPの充実 SNSの活用 社協だよりの充実	44,600	44,600	44,600	44,600	50,000	閲覧数 フォロー数	-2 パンフレットの作成による市社協活動の紹介		1,000	1,150	1,200	1,250	1,300	配布数	-3 福祉をテーマとしたセミナー・講演会の開催		70%	70%	70%	70%	80%	開催回数	-4 地域イベントでの福祉啓発活動		14	14	14	14		開催回数	3 多様な媒体を活用した、福祉に関する情報発信や啓発活動
事業	目標	R6	R7	R8	R9	R10	評価指標																																		
-1 多様な媒体を活用した情報発信	HIPの充実 SNSの活用 社協だよりの充実	44,600	44,600	44,600	44,600	50,000	閲覧数 フォロー数																																		
-2 パンフレットの作成による市社協活動の紹介		1,000	1,150	1,200	1,250	1,300	配布数																																		
-3 福祉をテーマとしたセミナー・講演会の開催		70%	70%	70%	70%	80%	開催回数																																		
-4 地域イベントでの福祉啓発活動		14	14	14	14		開催回数																																		
4 地域と協働し取り組む	5 福祉をテーマとしたイベントの開催・参画 ● 県民からの見守りを地域に広げる体制																																								

1	地域福祉計画の基本施策に基づき、本計画の行動計画(アクションプラン)を示しています。
2	①に基づき、具体的な考え方を示しています。
3	①②の考え方にに基づき、市社協が取り組む事業や計画・スケジュール、評価指標を示しています。
4	①②に基づき、地域の組織・団体等に期待する取り組みを示しています。
5	④に取り組む主な組織・団体等をアイコンにより示しています。

【アイコン説明】

■組織的要素

地区社協	地区社会福祉協議会	
自治会	自治会	地域住民や自治会・町内会等を含みます。
当事者	当事者団体	当事者も含みます。 (例)障がい者、ひきこもりや生きづらさを抱える人、外国にルーツを持つ人、性的マイノリティの人等の当事者団体
V 団体	ボランティア団体	地域を限定せず、テーマに応じた活動をする法人格がない団体とします。
民児協	民生委員児童委員協議会	民生委員・児童委員及び主任児童委員を含みます。
NPO	特定非営利活動法人(NPO法人)	NPO法に基づき法人格がある団体とします。
社福	社会福祉法人	職員を含みます。
企業	企業	従業員を含みます。
教育機関	教育機関	学生、PTA等を含みます。
司法	司法関係機関	弁護士、司法書士、保護司、法テラス等を含みます。

■カテゴリー的要素(組織的要素と重複する場合あり) ※行政直営事業を除く

高	高齢分野	高齢者に関する事業を実施する組織。 (例)地域包括支援センター、居宅介護事業所等
障	障がい分野	障がい者に関する事業を実施する組織。 (例)障がい者相談支援センター、障害福祉サービス事業所等
子	子ども分野	子どもに関する事業を実施する組織。 (例)幼稚園、保育園、こども園等
生活困窮	生活困窮分野	生活困窮に関する事業を実施する組織。 (例)生活自立相談支援センターつながり等

施策の柱1

支え合える人をつくる

(1) 福祉意識の醸成

【基本施策】

① 地域福祉を進めるための意識啓発・理解促進

I 福祉を「知る・見る」 機会の創出		意識啓発や理解促進のための講演会の開催や、ICT等の多様な媒体を活用し、地域福祉に関する情報を発信します。					
市社協の主な取り組み 概要		スケジュール					評価指標
		R6	R7	R8	R9	R10	
I-1 多様な媒体を活用した 情報発信	HPの充実	44,600	44,600	44,600	見直し 44,600	50,000	閲覧数
	SNSの活用	見直し 1,000	1,150	1,200	1,250	1,300	フォロワー数
	社協だよりの充実	1,288,800	見直し 1,290,000	1,291,200	1,292,400	1,293,600	配布数
I-2	パンフレットの作成による 市社協活動の紹介		検討	実施 5,000			発行部数
I-3	福祉をテーマとした セミナー・講演会の開催	70%	70%	70%	見直し 70%	80%	定員に対する参加率
I-4	地域イベントでの 福祉啓発活動	見直し 7	14	14	14	14	参画数
地域と協働した取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な媒体を活用した、福祉に関する情報発信や啓発活動 ● 福祉をテーマにしたイベントの開催・参画 ● 普段からの見守りを地域に広げる体制づくり 					

②福祉教育・福祉体験学習の充実

I 福祉教育の実践		主に児童・生徒への福祉教育の推進を図るとともに、学校をはじめとする関係機関と連携し、地域での福祉教育を実践します。					
市社協の主な取り組み		スケジュール					評価指標
概要		R6	R7	R8	R9	R10	
I-1	ボランティア体験学習 (チャレンジボランティアの実施)	見直し					参加人数
		320	340	360	380	400	
I-2	福祉をテーマとした 出前講座の実施			見直し			実施件数
		56	71	87	100	116	
I-3	福祉教育連絡会の開催		見直し				参加校割合
		40%	40%	50%	60%	60%	
I-4	福祉教育を推進するための 法人内での検討会の実施			検討			—
地域と協働した取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ●学校等で行う福祉教育の講師派遣協力  ●児童・生徒の福祉体験受け入れ  ●福祉教育に関するツールの作成協力  					

③ユニバーサルデザインの推進

I ユニバーサルデザインの啓発		ユニバーサルデザインについての意識啓発・理解促進のための情報発信をします。					
市社協の主な取り組み		スケジュール					評価指標
概要		R6	R7	R8	R9	R10	
I-1	多様な媒体 を活用した 情報発信	HPの充実				見直し	閲覧数
			44,600	44,600	44,600	44,600	
		SNSの活用	見直し				検討
	1,160	1,160	1,160	1,160	1,300		
	社協だよりの 充実		見直し				配布数
		1,288,800	1,290,000	1,291,200	1,292,400	1,293,600	
地域と協働した取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ●ユニバーサルデザインの意識啓発・理解促進のための講師派遣  ●ユニバーサルデザインについての情報発信  					

(2) 人材育成への支援

【基本施策】

① ボランティア人材の育成

I ボランティア活動者の育成・支援		新しく活動に参加される人や、既にボランティア活動に携わっている人に対し、必要な知識やスキルの習得を図ります。					
市社協の主な取り組み		スケジュール					評価指標
概要		R6	R7	R8	R9	R10	
I-1 ボランティア講座の開催	入門編	7	7	7	見直し	7	開催回数
	スキルアップ編	21	21	21	21	21	開催回数
I-2 ささえあいポイント登録研修会の開催		4,300	4,400	見直し			登録者数
地域と協働した取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動への声掛け    ● 身近なボランティア活動への参加     ● スキルアップ講座の開催     					
II 企業やNPO等のボランティアへの参加促進		多様なボランティア人材の確保のため、企業やNPO等へ参加促進の働きかけを行います。					
市社協の主な取り組み		スケジュール					評価指標
概要		R6	R7	R8	R9	R10	
II-1 企業やNPO等からの相談対応やコーディネート		見直し					マッチング数
		336	528	528	528	528	
II-2 企業・NPO等の活動事例集の作成				検討	実施		—
地域と協働した取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア休暇制度の創設・普及    ● SDG'sに関連づけた社会貢献活動の検討実施     ● ボランティア、市民活動ネットワークへの参加       					

②ボランティア活動へ参加しやすい基盤づくり

I ボランティアセンターの 基盤強化		情報のマッチングやコーディネート、ボランティア 団体への活動支援のため、ボランティアセンターのプ ラットフォーム機能の強化を図ります。					評価指標
市社協の主な取り組み		スケジュール					
概要		R6	R7	R8	R9	R10	
I-1 ボランティア バンクの充実	団 体	400	410	420	見直し	440	登録数
	個 人	180	190	200	210	220	
I-2 ICTを活用した情報共有 ツールの導入		実施		見直し	実施		—
I-3 ボランティアセンター機能 の充実				見直し	実施		—
地域と協働した取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動に関する情報提供       ● 社会貢献部署・ボランティア窓口の設置    ● 地域拠点となる地域ボランティアコーナーの充実  					

施策の柱2

みんなでつながるネットワークをつくる

(1) 住民主体の課題解決力の強化

【基本施策】

① 地域福祉活動への参加の促進

I 参加促進に向けた情報発信・マッチングの強化		地域福祉活動についての情報発信や活動へのマッチングを促進するため、ボランティアセンター機能を強化します。					
市社協の主な取り組み		スケジュール					評価指標
概要		R6	R7	R8	R9	R10	
I-1 ボランティア講座の開催	入門編	7	7	7	見直し	7	開催回数
	スキルアップ編	21	21	21	21	21	
I-2 ささえあいポイント事業の参加促進		4,300	4,400	見直し			登録者数
I-3 ボランティアセンター機能の充実				見直し	実施		—
地域と協働した取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉活動に関する情報発信       ● 地域拠点となる地域ボランティアコーナーの充実  					

②地区社会福祉協議会及び地域密着で活動するボランティア団体等NPOへの活動支援

I 地域の実情に合わせた活動の充実に向けた支援		スケジュール					評価指標
市社協の主な取り組み	スケジュール					評価指標	
概要	R6	R7	R8	R9	R10		
I-1 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による地域支援	見直し 2,880	3,960	3,970	3,980	3,990	地域支援件数	
I-2 生活支援コーディネーター(SC)による社会資源の充実に向けたコーディネート	見直し 1,560	CSWとSCを統合				地域支援件数	
I-3 子ども支援コーディネーターによる居場所の立ち上げや運営支援	450	470	見直し 490	510	540	相談件数	
I-4 地区社会福祉協議会補助金の交付	56	57	見直し 58	58	58	地区社協設置件数	
I-5 ボランティア・福祉団体助成金の交付	見直し 50	55	55	55	55	交付団体数	
地域と協働した取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ●地域課題共有のための会議への参加 地区社協 自治会 当事者 V団体 民児協 NPO 社福 企業 教育機関 ●地域課題に応じた助け合い活動の仕組みづくり 地区社協 当事者 V団体 民児協 NPO 社福 企業 教育機関 					

II 活動団体のネットワーク構築支援		スケジュール					評価指標
市社協の主な取り組み	スケジュール					評価指標	
概要	R6	R7	R8	R9	R10		
II-1 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による地域支援	見直し 2,880	3,960	3,970	3,980	3,990	地域支援件数	
II-2 生活支援体制整備事業による協議体会議の開催	見直し 69	69	69	69	69	開催回数	
II-3 子ども食堂連絡会の開催	2	2	見直し 2	3	3	開催回数	
II-4 地区社会福祉協議会連絡会の開催	22	見直し 22	22	22	22	開催回数	
II-5 地区社会福祉協議会支援強化に向けた検討会の開催			検討		実施	—	
地域と協働した取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ●市社協等の実施する調査への協力 地区社協 自治会 当事者 V団体 民児協 NPO 社福 企業 教育機関 司法 高障子 ●課題解決型のネットワークづくり 地区社協 V団体 NPO 企業 教育機関 高障子 ●調査に基づいた活動の企画 地区社協 当事者 V団体 民児協 NPO 社福 企業 教育機関 高障子 					

③住民主体の活動へのバックアップ体制の確立

I バックアップのためのツールの整備		専門性に基づく情報提供や、ネットワーク構築等の支援が的確に実施できるように、地区情報や支援状況の蓄積と更新等を行います。					
市社協の主な取り組み		スケジュール					評価指標
概要		R6	R7	R8	R9	R10	
I-1	地域アセスメント情報の蓄積と更新	58	見直し	58	58	58	更新件数
I-2	支援状況の蓄積と支援状況の共有		見直し				—
地域と協働した取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ●地域ニーズ把握のための調査・研究の実施       ●地域活動に役立つノウハウの提供         ●小地域ごとの地域福祉活動計画の作成・推進  					
II バックアップのための組織体制の整備		専門性に基づく情報提供や関係機関・各種団体との連携が的確に実施できるように、組織的な協議体制や人材養成体制を整備します。					
市社協の主な取り組み		スケジュール					評価指標
概要		R6	R7	R8	R9	R10	
II-1	研修や勉強会等、体系的な人材養成体制の整備	見直し	実施				—
II-2	事例検討会や担当者会議等、体系的な会議体制の整備	見直し	実施				—
地域と協働した取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ●地域課題共有のための会議への参加         ●専門性を活かした助言や社会資源の活用の検討         					

Ⅲ 地区社会福祉協議会 未設置地区への支援		地区社会福祉協議会設立のための支援を行い、小地域福祉活動が展開できる環境を整えます。					
市社協の主な取り組み		スケジュール					評価指標
概要		R6	R7	R8	R9	R10	
Ⅲ-1 地区社会福祉協議会未設置地区の設立	県 居	実施					地区社協 設立数
	駅 南	実施					
		56	57	58	58	58	
Ⅲ-2 設立支援検討会議の開催		実施					—
地域と協働した取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ●福祉意識・助け合い意識の醸成   ●地域ニーズ把握のための調査・研究の実施       					

④居場所や交流の場づくりの促進

I 居場所や交流の場の多様化・活性化に向けた支援		居場所や交流の場が持つ機能、特に社会参加や生活支援の側面に着目し、活動の多様化・活性化に向けた提案や助言等のコーディネートを行います。					
市社協の主な取り組み		スケジュール					評価指標
概要		R6	R7	R8	R9	R10	
I-1	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による地域支援	見直し 2,880	3,960	3,970	3,980	3,990	地域支援件数
I-2	生活支援コーディネーター(SC)による社会資源の充実に向けたコーディネート	見直し 1,560	CSWとSCを統合				地域支援件数
I-3	子ども支援コーディネーターによる居場所の立ち上げや運営支援	450	470	見直し 480	510	530	相談件数
I-4	地域におけるサロン・居場所の検討・支援	520	見直し 525	530	535	540	サロン実施箇所数
地域と協働した取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ●地域ニーズ把握のための調査・研究の実施    ●多様な人たちが集える居場所づくりの運営   ●サロン・地域カフェ・子ども食堂のメニュー拡充の検討   ●社会資源活用の検討    					
II 居場所や交流の場の立ち上げに向けた支援		立ち上げに向けて、専門性に基づく提案や助言等のコーディネートを行います。					
市社協の主な取り組み		スケジュール					評価指標
概要		R6	R7	R8	R9	R10	
II-1	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による仕組みづくり	見直し 5	5	5	5	5	立ち上げサロン数
II-2	生活支援コーディネーター(SC)による社会資源の充実に向けたコーディネート	見直し 5	CSWとSCを統合				立ち上げサロン数
II-3	子ども支援コーディネーターによる居場所の立ち上げや運営支援	20	20	見直し 20	20	20	立ち上げ相談件数
地域と協働した取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ●地域ニーズ把握のための調査・研究の実施       ●多様な人たちが集える居場所づくりのコーディネート    ●社会資源活用の検討    					

(2) 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進

【基本施策】

① 社会福祉法人の社会貢献の促進

I 社会福祉法人への支援	社会福祉法人が地域の状況に合わせた社会貢献活動が展開できる体制を整備します。					
市社協の主な取り組み	スケジュール					評価指標
概要	R6	R7	R8	R9	R10	
I-1 生活支援コーディネーター(SC)による地域支援	見直し 1,560	CSWとSCを統合				地域支援 件数
I-2 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による地域支援	2,880	見直し 3,960	3,970	3,980	3,990	地域支援 件数
I-3 浜松市社会福祉施設協議会との連携強化(意見交換会の実施)			実施			—
地域と協働した取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域ニーズ把握のための調査・研究の実施  ● 地域ニーズ解決のための相談・対応  ● 社会貢献窓口の設置  ● 提供できる社会資源の検討  					

②企業やNPO、学校等との連携の充実

I 企業やNPO・学校への支援		地域の状況に合わせ、企業やNPO・学校等と連携した活動が展開できる体制を整備します。					
市社協の主な取り組み		スケジュール					評価指標
概要		R6	R7	R8	R9	R10	
I-1	生活支援コーディネーター(SC)による地域支援	見直し 1,560	CSWとSCを統合				地域支援 件数
I-2	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による地域支援	見直し 2,880	3,960	3,970	3,980	3,990	地域支援 件数
I-3	子ども支援コーディネーターによる相談支援	450	470	見直し 490	510	530	相談 件数
地域と協働した取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ●地域ニーズ把握のための調査・研究の実施  ●地域ニーズ解決のための相談  ●社会貢献窓口の設置  ●提供できる社会資源の検討  					

③多様な主体の協働のためのネットワークづくり

I 多様な主体のネットワーク構築支援	地域や団体等の状況に合わせて、関係機関や各種団体と連携できるように、情報発信や課題を共有するためのネットワーク構築の支援を行います。					
市社協の主な取り組み	スケジュール					評価指標
概要	R6	R7	R8	R9	R10	
I-1 生活支援コーディネーター(SC)による地域支援	見直し 1,560	CSWとSCを統合				地域支援 件数
I-2 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による地域支援	見直し 2,880	3,960	3,970	3,980	3,990	地域支援 件数
I-3 子ども支援コーディネーターによる相談支援	450	470	見直し 490	510	530	相談 件数
I-4 多機関・団体と協働した地域福祉活動の実施(重層的相談支援体制整備事業・多機関協働事業)	58	58	58	58	見直し 58	協働 件数
I-5 協定等に基づく連携強化	実施					—
地域と協働した取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●市社協等の実施する調査への協力    ●テーマごとのネットワークづくり      ●課題解決型のネットワークづくり      					

(3) 災害に強い地域づくり

【基本施策】

① 災害に備えたつながりの強化

I 意識啓発・参加促進に向けた機会の提供		スケジュール					評価指標
市社協の主な取り組み 概要		R6	R7	R8	R9	R10	
I-1	災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催	95%	95%	見直し 95%	95%	95%	定員充足率
I-2	災害ボランティアコーディネーターフォローアップ講座の開催	50	50	見直し 50	60	60	参加人数
I-3	多様な媒体を活用した情報発信	44,600	44,600	見直し 44,600	44,600	50,000	閲覧数
	SNSの活用	見直し 1,160	1,160	1,160	1,160	1,300	フォロワー数
地域と協働した取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ● 自助意識の醸成     ● 共助の促進に向けた企画の検討・実施      ● 災害時に活かせる日頃からの地域福祉活動の推進  					
II 関係機関・活動団体のネットワーク構築支援		スケジュール					評価指標
市社協の主な取り組み 概要		R6	R7	R8	R9	R10	
II-1	災害ボランティア連絡会の開催	見直し 48	48	48	48	48	開催回数
II-2	関係機関・各種団体との連携強化		見直し	実施			—
II-3	協定等に基づく連携強化		見直し	実施			—
地域と協働した取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ● テーマごとのネットワークづくり     ● 課題を解決するためのネットワークづくり         					

Ⅲ 災害時の体制整備	有事の際に災害ボランティア本部・センターを円滑に設置・運営できる体制を整備します。					
市社協の主な取り組み	スケジュール					評価指標
概要	R6	R7	R8	R9	R10	
Ⅲ-1 災害時を想定した組織基盤の強化			見直し	実施		—
Ⅲ-2 災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営に向けたマニュアルの点検		見直し	実施			—
Ⅲ-3 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練等の実施	4	4	4	4	4	実施回数
地域と協働した取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●災害ボランティアセンター立ち上げ訓練への協力  ●有事の際の情報共有  ●災害時に活用できる資機材・社会資源の提供検討  					

②要配慮者への支援体制の充実

I 関係機関・活動団体との連携強化	関係機関・団体との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。					
市社協の主な取り組み	スケジュール					評価指標
概要	R6	R7	R8	R9	R10	
I-1 民生委員児童委員協議会との意見交換会の実施		検討	実施			—
地域と協働した取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者の把握  ●災害時につながる日頃のネットワークづくり  					

施策の柱3

誰も取り残さない支援体制をつくる

(1) 包括的な相談支援体制の構築

【基本施策】

① 見守り活動の充実

I 関係機関・活動団体との連携強化	身近な相談役である民生委員・児童委員との連携強化を図り、地域の実情を把握し、孤立のない安心・安全な地域づくりを推進します。					
市社協の主な取り組み	スケジュール					評価指標
概要	R6	R7	R8	R9	R10	
I-1 浜松市民生委員児童委員協議会との意見交換会の実施	検討	実施				—
I-2 区民生委員児童委員協議会との意見交換会の実施	検討	実施				—
I-3 地区民生委員児童委員協議会との連携	実施					—
地域と協働した取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 友愛訪問の徹底と福祉票の作成 民児協 ● 困りごとの把握と他機関へのつなぎ 民児協 					
II 日々のつながりを通じた見守り活動の推進	地域において、日々のつながりを通じた見守り活動を推進し、異常の早期発見を行います。					
市社協の主な取り組み	スケジュール					評価指標
概要	R6	R7	R8	R9	R10	
II-1 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による地域支援	見直し					地域支援 件数
	2,880	3,960	3,970	3,980	3,990	
II-2 生活支援コーディネーター(SC)による地域支援	見直し	CSWとSCを統合				地域支援 件数
	1,560					
地域と協働した取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民同士のつながりづくり 地区社協 自治会 民児協 ● 日頃の地域福祉活動を通じた見守り活動の推進 地区社協 自治会 ● 日常生活の中での見守りの実施 地区社協 自治会 民児協 企業 高 障 子 					

②相談支援体制の充実

I 相談支援体制の充実		属性を問わず困りごとを抱えた世帯の様々な相談を受付する、相談支援体制を構築します。						
市社協の主な取り組み		スケジュール					評価指標	
概要		R6	R7	R8	R9	R10		
I-1	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置	見直し 18	22	22	22	22	CSW 配置人数	
I-2	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による相談支援(重層的支援体制整備事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)	見直し 78	80	82	84	86	年間 個別相談 平均数	
I-3	福祉なんでも相談による対応・支援	2,250	2,250	見直し 2,250	2,250	2,250	相談 件数	
I-4	専門職と連携した相談会の開催	法律福祉 相談会	見直し 24	24	24	24	24	開催 回数
		成年後見制度 無料相談会	10	10	見直し 10	10	10	開催 回数
地域と協働した取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ●年齢・障がいの有無・国籍を問わない相談支援体制の構築 						

II ICTの活用		ICTの活用により、効率的な情報共有を図り、円滑な相談支援体制を構築します。また、データを集約・分析することにより、課題が見える化し、新たな仕組みづくりに活用します。					
市社協の主な取り組み		スケジュール					評価指標
概要		R6	R7	R8	R9	R10	
II-1	相談管理システムを活用した業務の効率化			見直し	実施		—
II-2	共有ツールの導入による情報管理・情報共有	見直し	実施				—
地域と協働した取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある人や外国人に対応するため、ICTを活用した相談体制の充実  <ul style="list-style-type: none"> ●ICTを活用した地域情報や支援状況の見える化の検討 					

Ⅲ 総合的な課題への対応・支援		スケジュール					評価指標
市社協の主な取り組み 概要	R6	R7	R8	R9	R10		
Ⅲ-1 専門職によるチーム支援のための重層的相談支援会議の開催	見直し 36	41	46	51	56	開催回数	
Ⅲ-2 関係機関・各種団体による支援連携(重層的相談支援体制整備事業・多機関協働事業)	—	30	見直し 30	30	30	参加した関係機関・団体数	
地域と協働した取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ●多職種連携会議の開催・参画 ●専門的な知識を用いて相談体制の構築 					

③多様な社会問題への取り組みとの連動

I 断らない相談支援体制の構築		スケジュール					評価指標
市社協の主な取り組み 概要	R6	R7	R8	R9	R10		
I-1 コミュニティソーシャルワーク推進のための人員配置	見直し 18	22	22	22	22	CSW 配置人数	
I-2 属性を問わない相談支援体制の強化	見直し 78	80	82	84	86	年間 個別相談 平均数	
I-3 福祉なんでも相談による対応・支援	2,250	2,250	見直し 2,250	2,250	2,250	相談 件数	
I-4 重層的支援会議の開催	36	見直し 41	46	見直し 51	56	開催 回数	
地域と協働した取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ●年齢・障がいの有無・国籍を問わない相談支援体制の構築 ●相談時に適切な福祉サービスの情報提供 ●適切な福祉サービスや相談機関につなぐ 					

Ⅱ 孤立予防、社会とのつながりの創出		既存の制度では対応できない狭間のニーズに対応するため、多様な資源の開拓を図りながら、相談者の状況に合わせて、社会とのつながりを回復できるように支援します。					
市社協の主な取り組み		スケジュール					評価指標
概要		R6	R7	R8	R9	R10	
Ⅱ-1	参加支援体制の強化 (重層的支援体制整備事業・参加支援事業)	見直し 18	23	28	33	38	プラン作成件数
Ⅱ-2	地域づくりに向けた支援体制の強化 (重層的支援体制整備事業・参加支援事業)	見直し 30	30	30	30	30	仕組みづくり件数
地域と協働した取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ●多機関連携による寄り添い・見守り体制の構築 当事者 民児協 NPO 社福 司法 高 障 子 生活困窮 ●孤立のない地域づくり 地区社協 民児協 V団体 NPO 社福 高 障 子 ●社会参加のための社会資源の創出 地区社協 民児協 V団体 NPO 社福 高 障 子 					

Ⅲ 生活困窮者支援		様々な困難の中で生活に困窮している方や世帯に対して相談支援を行います。					
市社協の主な取り組み		スケジュール					評価指標
概要		R6	R7	R8	R9	R10	
Ⅲ-1	生活福祉資金貸付の相談対応	100	100	100	100	100	進達件数
Ⅲ-2	フードバンクの相談対応	200	200	200	200	見直し 200	支援件数
Ⅲ-3	歳末援護金贈呈事業の実施	1,500	1,500	1,500	見直し 1,500	1,500	贈呈件数
Ⅲ-4	新入学祝金贈呈事業の実施	250	250	250	見直し 250	250	贈呈件数
地域と協働した取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ●日ごろの活動を通じた相談支援 当事者 民児協 NPO 社福 司法 高 障 子 生活困窮 ●フードバンク事業への協力 地区社協 V団体 NPO 社福 企業 高 障 子 ●組織・団体の強みを活かした社会貢献活動の検討 NPO 社福 企業 					

(2)福祉サービス提供者の育成・支援

【基本施策】

①生活のニーズに応じたサービスの提供

I 多様な主体による生活支援体制の整備		スケジュール					評価指標
市社協の主な取り組み 概要		R6	R7	R8	R9	R10	
I-1 生活支援コーディネーター(SC)による社会資源の充実に向けたコーディネート		見直し	CSWとSCを統合				地域支援件数
		1,560					
I-2 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による地域支援		見直し					地域支援件数
		2,880	3,960	3,970	3,980	3,990	
I-3 子ども支援コーディネーターによる居場所の立ち上げや運営支援			見直し		見直し		相談件数
		450	470	490	510	530	
I-4 地区社会福祉協議会による生活支援に取り組むための支援実施	サロン数				見直し		実施件数
	家事支援実施地区数	520	525	530	535	540	
	家事支援実施件数	36	37	38	39	40	
I-5 地区社会福祉協議会補助金の検討見直し				検討		実施	—
地域と協働した取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ●地域ニーズ把握のための調査の実施  ●住民主体の支えあい活動の検討・拡充  ●生活支援への参画  ●社会資源活用の検討  					

②福祉サービスの質の向上

I 職員の資質向上のための研修体制の整備		職員の資質向上・スキルアップのための体制整備を行い、福祉サービスの質の向上を図ります。					
市社協の主な取り組み		スケジュール					評価指標
概要		R6	R7	R8	R9	R10	
I-1 階層別研修の実施			検討	実施			—
I-2 専門スキル習得のための外部研修会への参加		34	34	34	34	34	参加件数
I-3 専門スキル習得のための職員の資格取得支援の実施		検討					取得者数
		66	68	70	72	74	
I-4 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の資質向上			見直し				資格保有者割合
		41%	50%	60%	70%	70%	
地域と協働した取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ●法人や多職種連携による研修会、勉強会の開催・企画        ●多様な専門性のある人材の資質向上のための事例討・ケース会議の開催        					
II 福祉サービスの提供体制や内容の評価		第三者委員による専門的・客観的な事業評価を実施し、福祉サービスの質の向上を図ります。					
市社協の主な取り組み		スケジュール					評価指標
概要		R6	R7	R8	R9	R10	
II-1 市社協事業の改善・最適化するための事務事業評価の実施		見直し	実施				—
地域と協働した取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービスの提供における点検・確認・評価できる体制づくり        					
III 相談体制・苦情解決の確立		第三者委員による苦情解決の相談体制づくりを行います。					
市社協の主な取り組み		スケジュール					評価指標
概要		R6	R7	R8	R9	R10	
III-1 苦情、意見・要望等を広く受け付けるための苦情相談窓口の設置		実施				見直し	—
地域と協働した取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ●苦情解決に向けた体制づくり        ●分かりやすい窓口の案内・掲示の工夫        					

IV コンプライアンスの徹底	法律や社会規範等、規則やルールの遵守を徹底し、福祉サービスの質の向上を図ります。					
市社協の主な取り組み	スケジュール					評価指標
概要	R6	R7	R8	R9	R10	
IV-1 コンプライアンス体制の整備				見直し	実施	—
地域と協働した取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門職による視点からの助言        ● コンプライアンスの意識醸成と周知啓発        ● 福祉サービスの提供における組織内の体制づくり        					

(3) 福祉サービスの適切な利用の促進

【基本施策】

① 福祉サービス利用に関する情報提供の徹底

I 適切な情報提供の徹底		福祉サービスが必要な人に適切なサービスが届くように支援をします。					評価指標
市社協の主な取り組み		スケジュール					
概要		R6	R7	R8	R9	R10	
I-1 多様な媒体を活用した情報発信	HPの充実	44,600	44,600	44,600	44,600	見直し 55,000	閲覧数
	SNSの活用	見直し 1,160	1,160	1,160	1,160	1,300	フォロー数
	社協だよりの充実	1,288,800	見直し 1,290,000	1,291,200	1,292,400	1,293,600	発行数
I-2 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置	見直し 18	22	22	22	22	CSW 配置人数	
I-3 属性を問わない相談支援体制の強化	見直し 78	80	82	84	86	年間 個別相談 平均数	
I-4 成年後見制度無料相談会の実施	10	10	見直し 10	10	10	開催 回数	
I-5 福祉なんでも相談による対応・支援	2,250	2,250	見直し 2,250	2,250	2,250	相談 件数	
地域と協働した取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービスの理解 NPO 社福 企業 高 障 子 生活困窮 ●相談時に適切な福祉サービスの情報提供 NPO 社福 企業 高 障 子 生活困窮 ●適切な福祉サービスや相談機関につなぐ NPO 社福 企業 高 障 子 生活困窮 					

②権利擁護支援体制の強化

I 権利擁護体制の強化		判断能力が不十分な方が地域で安心して生活できるように支援をします。						
市社協の主な取り組み		スケジュール					評価指標	
概要		R6	R7	R8	R9	R10		
I-1 日常生活自立支援事業での福祉サービスの利用援助と日常的金銭管理サービスによる支援	利用者の拡充	見直し					年間利用者数 新規利用件数 事業待機者数	
		340	350	360	375	390		
		65	70	75	80	85		
	専門職の拡充	15	10	10	5	5	専門員配置人数	
		6	見直し	6	7	7	8	
I-2 担当職員連絡会・研修会の開催	担当者会議	1	1	見直し	1	1	1	開催回数
	研修会	—	1	1	4	4	4	
I-3 日常生活自立支援事業関係機関連絡会・関係事業所連絡会の開催		2	2	見直し	2	2	2	開催回数
I-4 成年後見制度利用促進事業の周知徹底				見直し	実施			—
I-5 成年後見制度利用促進事業での専門職へのバックアップ相談会の実施	見直し							相談件数
	10	10	10	10	10	10		
I-6 法人後見事業の拡充	見直し			見直し				受任件数
	5	5	7	7	9	9		
地域と協働した取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ●専門的な視点から助言・支援        ●日常生活の中での見守りの実施     						

II 制度の広報・普及啓発		スケジュール					評価指標
市社協の主な取り組み 概要		R6	R7	R8	R9	R10	
II-1	制度の普及と理解のため 成年後見制度講演会の開催 (地域住民・関係者)	2	見直し	2	2	2	開催回数
II-2	成年後見制度理解を深める ための勉強会実施	5	見直し	5	5	5	実施回数
II-3	事業の円滑な推進を図るため の関係事業所連絡会の開催	1	1	1	1	見直し	開催回数
II-4	広報物による制度の周知		見直し	実施			—
地域と協働した取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活自立支援事業、成年後見制度の周知、啓発 ●専門職による制度理解のための勉強会の開催・参画 					

III 担い手の育成		スケジュール					評価指標
市社協の主な取り組み 概要		R6	R7	R8	R9	R10	
III-1	生活支援員の資質を向上し 充実した権利擁護サービス を提供するため連絡会を開催	2	2	見直し	2	2	開催回数
III-2	権利擁護人材養成講座による 制度・事業の担い手の拡充を 図る<基礎編・応用編>の開催	1	見直し	2	2	2	開催回数
地域と協働した取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ●権利擁護に関する研修会や勉強会の開催・参画 ●専門性のある人材の資質向上のための事例検討会議の開催・参画 					

IV 制度の適切な利用に向けた体制づくり		支援機関の役割を明確にし、本人や後見人が孤立しないようチーム支援の体制づくりを行います。					
市社協の主な取り組み		スケジュール					評価指標
概要		R6	R7	R8	R9	R10	
IV-1	成年後見制度受任者調整会議の開催			見直し			開催回数
		6	6	6	12	12	
地域と協働した取り組み		●多職種連携体制の構築       					

V 地域連携ネットワークの強化		協議会・連絡会の開催により関係機関の連携を図り、ネットワークの支援強化を行います。					
市社協の主な取り組み		スケジュール					評価指標
概要		R6	R7	R8	R9	R10	
V-1	成年後見制度の利用促進の体制整備を進めるため成年後見制度利用促進協議会の開催				見直し		開催回数
		2	2	2	2	3	
V-2	地域における成年後見制度の利用状況や課題の共有のため成年後見制度連絡会の開催				見直し		開催回数
		2	2	2	2	2	
V-3	法人後見実施法人と連携を強化し円滑な事業推進を図るために連絡会を開催					見直し	開催回数
		1	1	1	1	1	
地域と協働した取り組み		●専門職のネットワーク会議への参画        ●多職種による情報共有会議への参画       					

市社協の重点事業

本計画を実践していく上で、第5次地域福祉計画の方向性や本計画の行動計画(アクションプラン)を考慮し、市社協として重点的に取り組む事業を「重点事業」として位置づけました。

重点事業

I 地域を基盤としたコミュニティソーシャルワークの推進

II 自分らしく暮らし続けるための権利擁護の推進

I 地域を基盤としたコミュニティソーシャルワークの推進

目的

市社協では、これまでコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を核とした、地域の生活課題や福祉課題の解決に向けて、地区社会福祉協議会を要とした小地域福祉活動の支援に取り組んできました。

しかし、近年の地域の状況は、少子高齢化の一層の進行、社会からの孤立や複合的で複雑な課題を抱える世帯の顕在化等、緊急に支援が必要な人の増加や地域住民同士の希薄化が進んでいます。

このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会「地域共生社会の実現」を目指しています。

市社協としては、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)をはじめ様々な専門知識を持った職員が連携して対応するとともに、地域コミュニティの強化を図っていきます。

また、地域住民にも生活課題や福祉課題に目を向け、地域社会を支えていただく必要があります。地域住民が「我が事」として受けとめ、地域社会を支える一員となってもらうため、市社協は、ボランティアをはじめ多様な参加の機会を提供していきます。

さらに、地域住民が福祉現場において主体的、積極的に活動するために、市社協のマネジメント能力を高めていくことも重要です。

具体的な事業内容

(1) コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を核とした地域支援の強化

ア 重層的支援体制整備事業の実施

- ・ 属性を問わない相談支援体制の強化
- ・ 参加支援体制の強化
- ・ 地域づくりに向けた支援体制の強化

イ 地域支援強化のための職員体制の整備

- ・ コミュニティソーシャルワーカー(CSW)と生活支援コーディネーター(SC)との統合に関する調整

ウ 資質向上のための研修体制の整備

エ 専門性の確保のための資格手当の創設、資格取得助成制度の拡充

(2) 持続可能な地区社会福祉協議会への支援強化

ア 地区社会福祉協議会への補助金の交付

イ 地域アセスメントの徹底

- ・ 地区情報の蓄積と更新
- ・ 支援状況の蓄積と共有

ウ 地区社会福祉協議会のネットワーク構築支援

- ・ 「地域の支え合い活動(地区社協)」と「テーマに応じた活動(NPO法人、企業等)」とのつながりづくり

エ 地区社会福祉協議会未設置地区への働きかけ

【年次計画】

(1) コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を核とした地域支援の強化					
具体的な事業内容 ＜評価指標＞	第5次				
	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
重層的支援体制整備事業の推進			見直し		
資格手当の創設	検討	実施			
資格取得助成制度の拡充	検討		実施		
活動事例集の作成	実施		実施		実施

(2) 持続可能な地区社会福祉協議会への支援強化					
具体的な事業内容 ＜評価指標＞	第5次				
	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
地区社会福祉協議会補助金の 見直し			検討		見直し
地区社会福祉協議会支援計画の 策定	検討	実施			見直し
小地域福祉活動計画の策定支援	検討		実施		
未設置地区への働きかけ	実施				

Ⅱ 自分らしく暮らし続けるための権利擁護の推進

目的

浜松市の高齢化率が年々増加することに併せて認知症高齢者も増加しています。これに加えて、障がい者(知的・精神)が個人の尊厳と意思を尊重した社会参加と、安心・安全に暮らすための適切な福祉サービスを利用できるよう社会全体で支援していくことが求められており、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護支援を必要とする人は、今後ますます増加することが見込まれます。

市社協においても、より一層の権利擁護支援を進めるための体制整備が必要であることから、関係機関及び行政と連携・協力しながら事業を推進していきます。

具体的な事業内容

(1) 日常生活自立支援事業の強化

- ア 日常生活自立支援事業の基盤整備
 - ・ 専門員の適正な配置
 - ・ 日常生活自立支援事業のあり方を検討する会議の開催
 - ・ 内部連携会議の開催・職員研修の実施
- イ 専門機関と連携した事業展開
 - ・ 専門機関との事業内容の共有を目的とした連携会議等の開催
- ウ 持続可能な事業展開の検討
 - ・ 財源を含め、持続可能な事業展開を図るための、連携会議の開催

(2) 成年後見制度利用促進

- ア 多様な媒体を活用した、成年後見制度の情報発信
- イ 司法と福祉が連携した相談体制の強化
 - ・ 成年後見制度無料相談会の開催
- ウ 専門機関と連携した事業展開
- エ 担い手の育成
 - ・ 権利擁護人材養成講座の開催

(3) 法人後見体制の強化

ア 受け入れ体制の整備

- ・ 有資格者の配置及び資格取得の支援(専門員が兼務)

イ 関係機関・行政との協力・連携強化

- ・ ケース課題の共有及び解決に向けた連絡会を定期的を開催

【年次計画】

(1) 日常生活自立支援事業の強化

具体的な事業内容 ＜評価指標＞	第5次				
	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
専門員の適正配置	検討		実施		
事業のあり方を検討する機会の設置	検討	実施	見直し	実施	
専門機関との連携強化	見直し	実施			

(2) 成年後見制度利用促進

具体的な事業内容 ＜評価指標＞	第5次				
	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
広報物による制度の周知	検討	実施			
地域連携ネットワーク会議の開催			見直し	実施	
相談会の開催	見直し	実施		見直し	実施
権利擁護人材の確保		見直し	実施		

(3) 法人後見体制の強化

具体的な事業内容 ＜評価指標＞	第5次				
	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
法人後見体制の強化		見直し	実施	見直し	実施



資料

地域圏域エリア表

令和6年4月1日現在
※小学校、中学校は住所地で表記しています。

区	単位自治会	地区自治会連合会	地区社協	法定地区民児協	地区内中学校	地区内小学校
中央	利町、紺屋町、松城町、元城町、神明町、連尺町、肴町、田町、池町、尾張町、元目町、北田町、鍛冶町、千歳町、伝馬町、大工町	中央地区自治会連合会	中央地区社協	元城・県居地区民児協	中部中学校 (浜松中部学園)	中部小学校 (浜松中部学園)
	元魚町、旅籠町、平田町、塩町、成子町、菅原町東、西菅原町、東伊場	県居地区自治会連合会	<未設置>		県居小学校	
	野口町、八幡町、船越町、常盤町、早馬町、東田町、馬込町、松江町、新町、板屋町	アクト地区自治会連合会	アクト地区社協	八幡地区民児協	八幡中学校	船越小学校 東小学校
	山下町、中沢町、元浜町、下池川町	北地区自治会連合会	北地区社協			
	鴨江東町、鴨江西町、鴨江南町、鴨江北町、栄町、中山町、三組町、西伊場町、西伊場町西、南伊場町	西地区自治会連合会	西地区社協	西部地区民児協	西部中学校	西小学校 鴨江小学校
	高町、亀山、広沢、蛸塚一区、蛸塚二区、蛸塚三区、名残、布橋南、布橋北、文丘町、追分、東上池川、西上池川、和地山、山手町	城北地区自治会連合会	城北地区社協	城北南地区民児協 城北北地区民児協	蛸塚中学校 北部中学校	追分小学校 広沢小学校
	砂山町第一、砂山町第二、砂山町第三、砂山町第四、砂山町第五、砂山町第六、寺島町、龍禅寺町、北寺島町東町、北寺島町西町、北寺島町本町、駅南団地	駅南地区自治会連合会	<未設置>	駅南地区民児協	南部中学校	竜禅寺小学校
	海老塚、浅田町東、西浅田、南浅田、上浅田一丁目、上浅田二丁目、森田町、春日町、神田町、南栄	江西地区自治会連合会	江西地区社協	江西地区民児協	江西中学校	浅間小学校 双葉小学校
	木戸町、相生町、佐藤西町、佐藤南町、佐藤中町、天神町、富吉町、向宿、名塚町、領家町、中島町本町、中島町諏訪、中島町市場	江東地区自治会連合会	江東地区社協	江東地区民児協		相生小学校 佐藤小学校
	住吉、和合町	萩丘地区自治会連合会	住吉・和合地区社協	住吉・和合地区民児協	高台中学校	城北小学校
	幸、萩丘、小豆餅、泉		萩丘中地区社協	萩丘中地区民児協		萩丘小学校 泉小学校
	葵東、葵西、高丘、花川町、西丘町		葵・高丘地区社協	葵・高丘地区民児協	開成中学校	花川小学校 葵が丘小学校 瑞穂小学校 葵西小学校
	新津町、茄子町、助信町、高林、曳馬町三浦、曳馬町本郷、曳馬町宮、曳馬町金屋、曳馬町阿弥陀、細島町、十軒町、早出町、上島町東、上島町西、上島町南、上島町北	曳馬地区自治会連合会	曳馬地区社協	曳馬南地区民児協 曳馬北地区民児協	曳馬中学校	曳馬小学校 上島小学校

区	単位自治会	地区自治会連合会	地区社協	法定地区民児協	地区内中学校	地区内小学校
中央	富塚町東、富塚町西、富塚町北、富塚町中、富塚町御前谷、西和	富塚地区自治会連合会	富塚地区社協	富塚地区民児協	富塚中学校	富塚小学校 富塚西小学校
	佐鳴台一丁目、佐鳴台二丁目、佐鳴台三丁目、佐鳴台三丁目県営住宅、佐鳴台四丁目、佐鳴台五丁目、佐鳴台六丁目	佐鳴台地区自治会連合会	佐鳴台地区社協	佐鳴台地区民児協	佐鳴台中学校	佐鳴台小学校
	初生町南、初生町中、初生町追分、初生町北第一、初生町北第二、初生町北第三、三方原町三方原南、三方原町三方原、三方原町百園、百里園、三方原聖隷、三方原清水、根洗町、東三方町、豊岡町、大原町、三幸町、東三方町官舎	三方原地区自治会連合会	三方原地区社協	初生・三方原地区民児	北星中学校 三方原中学校	三方原小学校 豊岡小学校 初生小学校
	神立町、将監町、植松町、子安町、大蒲町、宮竹町、西塚町、丸塚町、上新屋町、上西町、子安団地	蒲地区自治会連合会	蒲地区社協	蒲地区民児協	丸塚中学校	蒲小学校
	笠井上町、笠井町第一、笠井町第二、笠井町第三、笠井町仲町、笠井町第七、笠井町第八、笠井新田町第一、笠井新田町第二、笠井新田町第三、豊西町上、豊西町下、常光町、貴平町上、貴平町下、恒武町上、恒武町下、豊町上、豊町下、豊町西、豊町南、豊町羽鳥、豊町倉中瀬上、豊町倉中瀬下	笠井地区自治会連合会	笠井地区社協	笠井地区民児協	笠井中学校	豊西小学校 笠井小学校
	上石田町、市野町東、市野町南、市野町北、小池町、鷺の宮団地、中田町、原島町、天王町東、天王町西、天王町中、下石田町	長上地区自治会連合会	長上地区社協	長上地区民児協	与進中学校	与進小学校 与進北小学校
	和田町、天龍川町、篠ヶ瀬町、北島町、薬師町、安新町、安間町、材木町、龍光町、長鶴町、薬新町、薬新団地	和田地区自治会連合会	和田地区社協	和田地区民児協	天竜中学校	和田小学校 和田東小学校
	松小池町、国吉町、中野町東、中野町西、中野町南、中野町北、中野町大明神、白鳥町、中里町	中ノ町地区自治会連合会	中ノ町地区社協	中ノ町地区民児協		中ノ町小学校
	中郡町万斛東、中郡町万斛西、中郡町橋爪東、中郡町橋爪新田、西ヶ崎町旭、西ヶ崎町上、西ヶ崎町中、西ヶ崎町沖、大島町上大瀬、大島町上前島、大瀬町榎木、大瀬町東、大瀬町西、大瀬町中、鷺の宮北部、積志町橋爪西、積志町橋爪向、積志町吾妻、積志町松木、積志町漆島、有玉西町欠下平、有玉・欠下本村、有玉台、有玉団地、東畑屋、有玉南町西畑屋、有玉南町川原本村、有玉南町市場、有玉南町下村新田、有玉北町新村、有玉北町町田、有玉北町上瀬、有玉北町小島、半田町、半田山北、半田団地、旭ヶ丘、医大宿舍	積志地区自治会連合会	積志地区社協	積志地区民児協	積志中学校 中郡中学校 積志中学校 萩原分校	積志小学校 大瀬小学校 中郡小学校 有玉小学校 有玉小学校 萩丘分校
西山町、神ヶ谷町、神原町、大久保町	神久呂地区自治会連合会	神久呂地区社協	神久呂地区民児協	神久呂中学校	神久呂小学校	

区	単位自治会	地区自治会連合会	地区社協	法定地区民児協	地区内中学校	地区内小学校
中央	彦尾、入野町本所、入野町道陸地、入野町北脇、入野町田端、臨江山、大平台、入野町南平、西鴨江、志都呂町、志都呂団地、県営南平団地	入野地区自治会連合会	入野地区社協	入野地区民児協	入野中学校	入野小学校 西都台小学校 大平台小学校
	伊左地町、佐浜町、古人見町、大人見町、ゆう・おおひとみ、瞳ヶ丘、緑ヶ丘	伊佐見地区自治会連合会	伊佐見地区社協	伊佐見地区民児協	湖東中学校	伊佐見小学校
	和地町、湖東町、大山町、和光町、湖東団地、湖東西、桜台	和地地区自治会連合会	和地地区社協	和地地区民児協		和地小学校
	篠原町東、篠原町西、坪井町、馬郡町、馬郡町舞阪駅前	篠原地区自治会連合会	篠原地区社協	篠原地区民児協	篠原中学校	篠原小学校
	深萩町、呉松町、平松町、白洲町、舘山寺町、庄内町、協和町、庄和町、村櫛町	庄内地区自治会連合会	庄内地区社協	庄内地区民児協	庄内中学校 (庄内学園)	庄内小学校 (庄内学園) 村櫛小学校
	舞阪町西町、舞阪町仲町、舞阪町新町、舞阪町砂町、舞阪町第一弁天島、舞阪町第二弁天島、舞阪町長池、舞阪町吹上	舞阪地区自治会連合会	舞阪地区社協	舞阪地区民児協	舞阪中学校	舞阪小学校
	中村、田端、小山、領家、浅羽、西ヶ崎、山崎、つるが丘、雄踏パーク	雄踏地区自治会連合会	雄踏地区社協	雄踏地区民児協	雄踏中学校	雄踏小学校
	三島町、寺脇町、福塚町、中田島町、砂丘、白羽町、瓜内町、楊子町、ビレッジハウス浜松	白脇地区自治会連合会	白脇地区社協	白脇地区民児協		白脇小学校 砂丘小学校
	新橋町東、新橋町西、小沢渡町、小沢渡町西、倉松町、堤町、米津町、田尻町、法枝町、卸本町	新津地区自治会連合会	新津地区社協	新津地区民児協	新津中学校	新津小学校
	西島町東、西島町西、松島町、江之島町、福島町、遠州浜第一、遠州浜第二、遠州浜第三、遠州浜第四、遠州浜第五	五島地区自治会連合会	五島地区社協	五島・河輪地区民児協	江南中学校	南の星小学校
	東町、西町、河輪町上、河輪町下、三新町、長田町、富屋町	河輪地区自治会連合会	河輪地区社協		東陽中学校	河輪小学校
	石原町、安松町、芳川町神出、芳川町大橋、本郷町、本郷町東、頭陀寺町、参野町、恩地町、都盛町、大柳町、峯野町、御給町、下江町、四本松町、立野町、古川町、金折町、西伝寺町、老間町、老間団地、県営芳川団地	芳川地区自治会連合会	芳川地区社協	芳川南地区民児協 芳川北地区民児協	南陽中学校	芳川小学校 芳川北小学校
	渡瀬町、三和町、飯田町田畑、飯田町上組、飯田町新田、飯田町西、飯田町開戸、下飯田町、鶴見町東、鶴見町西、新貝町、大塚町、南天竜、青屋町	飯田地区自治会連合会	飯田地区社協	飯田地区民児協	東部中学校	飯田小学校
	高塚町南、高塚町北、増楽町、若林町東、若林町西、若林町北、東若林町	可美地区自治会連合会	可美地区社協	可美地区民児協	可美中学校	可美小学校

区	単位自治会	地区自治会連合会	地区社協	法定地区民児協	地区内中学校	地区内小学校
浜名	都田町川山、都田町新木、都田町横尾、都田町谷上、都田町中津、都田町一色、都田町吉影、都田町中野、都田町須部、都田町沢上、都田町白昭、都田町前原、滝沢町、鷺沢町	都田地区自治会連合会	都田地区社協	都田地区民児協	都田中学校	都田小学校
	新都田二丁目、新都田三丁目、新都田五丁目	新都田地区自治会連合会	新都田地区社協			都田南小学校
	伊目、老ヶ谷、油田、広岡、小野、清水、上町、呉石、跡川、下村、中区、寸座、1区、石岡、祝田、刑部、7区、8区、9区、湖東	細江地区自治会連合会	細江地区社協	細江地区民児協	細江中学校	気賀小学校 西気賀小学校 伊目小学校 中川小学校
	三岳、花平、3区、4区、城山台、5区、6区、7区、東四村、10区、11区、12区、13区、14区、15区、16区、西四村、馬門、中村、小斎藤、尾沢、奥山区、門前、富幕、狩宿、谷沢、伊平区、川名、田沢、の場四方浄、別所、渋川、寺野、久留女木	引佐地区自治会連合会	引佐地区社協	引佐地区民児協	引佐南部中学校 引佐北部中学校 (引佐北部小中学校)	井伊谷小学校 金指小学校 奥山小学校 引佐北部小学校 (引佐北部小中学校)
	上神、下神、西町、東町、西天、東天、宇志、津々崎、岡本、御園、摩訶耶、只木、大福寺、長根、平山、釣、日比沢、本坂、鶴代、下尾奈、上尾奈、新田、南平、西平、野地、北平、大崎、大谷、佐久米、駒場	三ヶ日地区自治会連合会	三ヶ日地区社協	三ヶ日地区民児協	三ヶ日中学校	三ヶ日東小学校 三ヶ日西小学校 平山小学校 尾奈小学校
	小松第一、小松南、小松西、内野、染地台、内野台、平口新田、平口法師軒、平口本村、平口姥ヶ谷	浜名地区自治会連合会	浜名地区社協	浜名地区民児協	浜名中学校	浜名小学校 内野小学校
	寺島、寺島東、高畑、ビレッジハウス高畑、中条、西美園下、西美園中、西美園上、西美園大上、横須賀、東美園、油一色、美園団地、本沢合、小林上、道本、小林下、沼、貴布祢第1、貴布祢第2、貴布祢第3、貴布祢第4、善地、高園、八幡、永島、上善地、八幡団地	北浜地区自治会連合会	北浜中地区社協	北浜第一地区民児協	北浜中学校 北浜東部中学校	北浜小学校 北浜東小学校 北浜北小学校 北浜南小学校 伎倍小学校
			北浜東部地区社協	北浜第二地区民児協		
	上島、中瀬2区、中瀬3区、中瀬4区、中瀬5区、中瀬6区、中瀬7区、中瀬8区	中瀬地区自治会連合会	中瀬地区社協	中瀬地区民児協	浜北北部中学校	中瀬小学校
赤佐1区、赤佐2区、赤佐3区、赤佐4区、赤佐5区、赤佐6区、赤佐7区、赤佐8区、赤佐12区、尾野	赤佐地区自治会連合会	赤佐地区社協	赤佐地区民児協		赤佐小学校	
宮口大屋敷、宮口町、宮口有隣、宮口野口、宮口梶池、宮口讓栄、宮口辺田原、新原東原、新原本村、新原下善、北	鹿玉地区自治会連合会	鹿玉地区社協	鹿玉地区民児協	鹿玉中学校	鹿玉小学校 新原小学校	

区	単位自治会	地区自治会連合会	地区社協	法定地区民児協	地区内中学校	地区内小学校
天竜	石打、柴・沢丸、峯・熊平、大地野・坂野・寺平、向、市場、旭・引田、神沢東、神沢西、大栗安区、下落合、上落合、西、西奥、白野、大沢、東藤平、阿寺、芦窪、長沢、懐山、石神、上野、両島、青谷、渡ヶ島、請留、米沢、緑恵台、大園、笹岡、車道、横町、皆原、中町、諏訪町、神明町、新町、吾妻町、旭町、阿蔵、西古町、本町、城下町、川口、南口、北鹿島、西鹿島、北嶺、相生、八幡、山王、栄町、大谷、船明、只来、下百古里、上百古里、横川、大平、水ヶ谷、促進山東、東、中村、市場、西区、大井平、安蔵、大白木、大倉、月島、伊砂、相津、佐久、谷山、小川、東雲名、西雲名	天竜地区自治会連合会	熊地区社協	天竜西地区民児協		熊小学校
			上阿多古地区社協			上阿多古小学校
			下阿多古地区社協			下阿多古小学校
			二俣地区社協		清竜中学校	二俣小学校
		光明地区社協	天竜東地区民児協	光が丘中学校	光明小学校	
		竜川地区社協			横山小学校	
	東領家、西領家、犬居、若身、昭和、平尾、平野、静修、胡桃平、和泉平、砂川、大時、長蔵寺、熊切、筏戸大上、五和、越木平、田河内、花島、杉第一、杉第二、杉第三、川上、河内、高瀬、久保田、里原、平木、仇山、気田下区、気田中区、気田上区、金川、郷島、山路、赤岡、篠原、野尻、植田、勝坂	春野地区自治会連合会	春野地区社協	春野地区民児協	春野中学校	犬居小学校 気田小学校
	吉沢、川上、出馬、沢上、上市場、町、柏古瀬、小田敷、島中、河内、地八、和山間、早瀬、神妻、川合、佐久間、中部、半場、下平、峯、羽ヶ庄、大滝、仙戸、福沢、和泉鮎釣、間庄、瀬戸、西渡、舟戸、戸口、上平山、芋堀、松島、野田、横吹、相月	佐久間地区自治会連合会	佐久間地区社協	佐久間地区民児協	佐久間中学校	佐久間小学校 浦川小学校
	水窪、門谷、神原、小畑、竜戸、長尾、西浦、草木、大野、向市場、上村、向島、門桁	水窪地区自治会連合会	水窪地区社協	水窪地区民児協	水窪中学校	水窪小学校
	大嶺、戸倉、中島、雲折、下平山、瀬尻	龍山地区自治会連合会	龍山地区社協	龍山地区民児協		

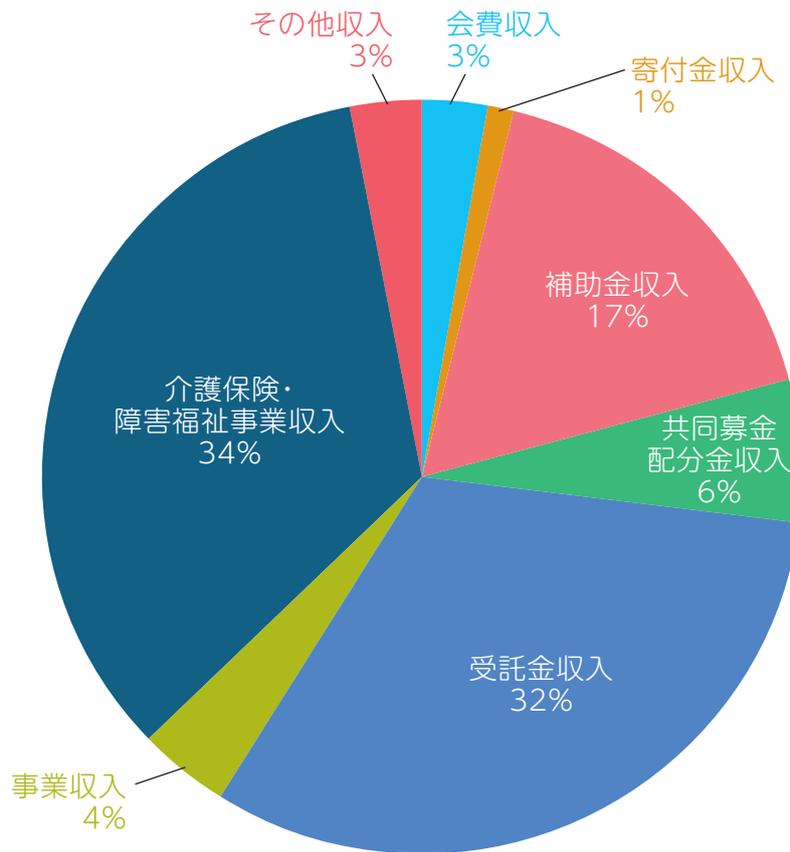
福祉専門機関エリア表

令和6年4月1日現在

区	自治会 連合会	高齢者分野	障がい者分野	子ども分野	生活困窮者分野	分野なし			
		地域包括支援センター (22)	障がい者相談支援センター (7)	こども家庭センター (7)	つながり (2)	CSW(市社協)			
中央区	北 曳馬 西	1 元浜	1 中センター	中央こども 家庭センター (中央区役所)	1 つながり	CSW配置人数 4人			
	県居 江西	2 鴨江							
	城北 佐鳴台	3 佐鳴台							
	富塚 萩丘	4 和合							
	中央 アクト 駅南 江東 萩丘	5 板屋							
	三方原 積志	7-1 三方原							
	長上 笠井	8 ありたま							
	中ノ町 和田	9 さぎの宮							
	蒲	10 あんま	2 東センター	東こども 家庭センター (東行政センター)		CSW配置人数 3人			
	入野 篠原	11 大平台							
	庄内 和地 伊佐見 神久呂	12 和地							
	雄踏 舞阪	13 雄踏							
	新津 可美	14 新津	3 西センター	西こども 家庭センター (西行政センター)		CSW配置人数 2人			
	芳川 河輪 五島	15 芳川							
	白脇 飯田	16 三和							
	都田 新都田	7-2 三方原(都田サテライト)					4 南センター	南こども 家庭センター (南行政センター)	CSW配置人数 2人
細江 引佐	17-1 細江								
三ヶ日 北浜	17-2 細江(三ヶ日支所) 18 北浜								
浜名区	浜名 鹿玉	19 しんぱら	6 浜北センター	浜名こども 家庭センター (浜名区役所)	2 つながり浜北	CSW配置人数 3人			
	中瀬 赤佐	20 於呂							
	天竜 春野	21-1 天竜 21-2 天竜(春野支所)					7 天竜センター	天竜こども 家庭センター (天竜区役所)	CSW配置人数 2人
	龍山	22-1 北遠中央							
佐久間	22-2 北遠中央(佐久間支所)								
水窪	22-3 北遠中央(水窪支所)								

浜松市社会福祉協議会の財源割合 (令和6年度当初予算)

市社協は、「特定の事業のみに充当可能な財源(補助金収入、受託金収入等)」と、「広く地域福祉の向上に資する事業に充当可能な財源(会費収入、共同募金配分金収入等)」で事業を実施しています。



第1章
第2章
資料

地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

No.	氏名	所属	選出区分	備考
1	川向 雅弘	聖隷クリストファー大学 社会福祉学部 教授	学識経験者	委員長
2	澤木 達治	浜松市民生委員児童委員協議会 副会長	福祉関係団体	副委員長
3	高須 博	富塚地区社会福祉協議会 会長	住民組織代表	
4	高柳 春男	北浜中地区社会福祉協議会 会長	住民組織代表	
5	野澤 講一	下阿多古地区社会福祉協議会 会長	住民組織代表	
6	神谷 頼延	地域包括支援センター板屋 センター長	関係専門機関	
7	雨宮 寛	浜松市障がい者基幹相談支援センター センター長	関係専門機関	
8	鈴木 里枝子	認定NPO法人はままつ子育て ネットワークぴっぴ 副理事長	関係専門機関	
9	渡辺 貴史	浜松市健康福祉部 次長	関係行政機関	
10	山下 文彦	浜松市社会福祉協議会 常務理事	その他	

本冊子の行動計画(アクションプラン)に掲載のある【地域と協働した取り組み】については、住民組織・関係機関・各種団体が実践している取り組みを市社協ホームページで紹介します。

下記のURLよりご覧ください

<https://hamamatsu-syakyou.jp/katsudo-keikaku/>

QRコードで簡単アクセス



掲載する取り組みを募集します。

掲載にご協力いただける場合は、以下のメールアドレスにご連絡ください。

▶ h-csw@hsyakyou.or.jp

第5次浜松市地域福祉活動計画

令和6年3月

社会福祉法人浜松市社会福祉協議会

浜松市中央区成子町140-8

TEL: 053-453-0580

E-mail: h-hamamatsu@globe.ocn.ne.jp

